

## (2) 土地改良施設調書

### ① 土地改良施設整理台帳

ア 工作物の部（総括表）

イ 工作物の部

ウ 土地の部（総括表）

エ 土地の部

オ 権利の部

### ② 占・使用台帳

### ③ 他目的使用台帳

### ④ 土地改良施設整理台帳付属図面

### ⑤ 土地改良補償施設整理台帳

### ⑥ 引継施設整理台帳

## (3) その他関係書類・図面等

## 20-2 現地踏査

完了図書の作成に当たっては、あらかじめ、現地の踏査を行うものとする。

## 20-3 完了図書の作成方法

1. 県営土地改良事業の完了図書は、「国営土地改良事業の事務取扱いについて」（昭和41年12月26日付け41農地D第2631号農林省農地局長通知）及び「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記14」の完了図書作成要領に準じて作成するものとする。
2. 県営地すべり対策事業の完了図書は、「直轄地すべり対策事業の事務取扱いについて」（平成12年6月5日12構改D第540号農林水産省構造改善局長通知。）及び「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記14」の完了図書作成要領に準じて作成するものとする。
3. 県営海岸保全施設整備事業の完了図書は、「直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について」（昭和42年5月9日付け42農地D第519号農林事務次官依命通知）及び「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記14」の完了図書作成要領に準じて作成するものとする。

## 第21章 内水面漁業権等調査

### 21-1 内水面漁業権等調査

1. 内水面漁業権等調査とは、内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む権利に関する調査をいうものとする。
2. 漁業調査等の実施にあたり、事業の実施に伴い影響が予測される水域に係る漁業権等

の範囲内の河川の現地踏査を行い、河川及び漁場の状況を把握するものとする。

3. 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する調査及び資料収集を行うものとする。

当該調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 漁業権等調査
  - (2) 漁協概要調査
  - (3) 漁獲量調査
  - (4) 増殖事業実績調査
  - (5) 魚価調査
  - (6) 漁業経営費調査
  - (7) 補償事例及び文献等調査
  - (8) 収益率の算定
4. 関係漁業協同組合の立会を得て、次の各号に掲げる漁場環境の実態調査を行うものとする。

- (1) 漁場環境概要調査
  - (2) 漁場利用状況調査
  - (3) 河川実態調査
  - (4) 区間別漁獲量調査
5. 事業の実施に伴う漁業への影響について、次の各号に掲げる現況調査を行い、予想被害対策の検討を行うものとする。
- (1) 工事予定区域内の実態調査
  - (2) 漁場の資源保護対策
  - (3) 工事期間中の被害回避対策等
  - (4) 工作物設置後生ずる被害の回避対策等

6. 2項から前項までの調査結果をもとに、事業の実施に伴い予測される漁業への影響について、総合的な検討を行い、必要な漁業補償の概要を取りまとめるものとする。

なお、取りまとめに当たっての漁業補償項目は、おおむね次のとおりとするものとする。

- (1) 工事期間中の水質汚濁及び漁場の制限に伴う補償
- (2) 魚族の遡上・遡下に伴う補償
- (3) 工作物管理上の立入制限（漁業権行使の制限）に伴う補償
- (4) 取水等による魚族の迷入に伴う補償
- (5) 減水による漁場減少に伴う補償
- (6) 湛水による漁場の喪失に伴う補償

## 21-2 調査の方法

前条の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日

付13農振第3155号)」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記15」内水面漁業権等調査検討要領及び調査職員の指示に基づき行い、調査書を作成するものとする。

## 第22章 写真台帳の作成

### 22-1 写真台帳の作成

1. 受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
  - (1) 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - (2) 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - (3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、7-4第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
  - (4) 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - (5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
2. 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
3. 写真台帳の作成にあたっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。
4. 第12章、第14章、第16章、第19章及び第21章についても、前各号に準じて処理するものとする。